

* 住所変更に伴う各種手続きの方法について *

	(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先	
市役所関係	国民年金第1号被保険者	今回の更新は一括処理のため、届出は不要です。				市民年金課 電話:0774-75-1210	
	公的個人認証						
	在留カード(又は旧外国人登録証)		本人又は同一世帯の方	都合のよいときに手続きしてください。	在留カード(又は旧外国人登録証)		
	住民基本台帳カード(写真付き)		本人又は同一世帯の方	都合のよいときに手続きしてください。(写真なしの住基カードについては、手続き不要です。)	住民基本台帳カード		
	国民健康保険被保険者証					国保医療課 電話:0774-75-1214	
	国民健康保険高齢受給者証						
	後期高齢者医療被保険者証	新しい保険証・受給者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。					
	福祉医療費受給者証「障」「母」「老」						
	京都子育て支援医療費受給者証						
	身体障害者手帳		本人又は家族	社会福祉課	都合のよいときに手続きしてください。	手帳	社会福祉課 電話:0774-75-1211
	療育手帳		本人又は家族	社会福祉課	都合のよいときに手続きしてください。	手帳	社会福祉課 電話:0774-75-1211
	精神障害者保健福祉手帳		本人又は家族	社会福祉課	都合のよいときに手続きしてください。	手帳	社会福祉課 電話:0774-75-1211
	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者	今回の更新は一括処理のため、届出は不要です。				子育て支援課 電話:0774-75-1212	
	児童手当の受給者					子育て支援課 電話:0774-75-1212	
介護保険被保険者証	新しい被保険者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。				高齢介護課 電話:0774-75-1213		
自動車・二輪自動車関係	自動車運転免許証	運転免許証をお持ちの方	木津警察署内交通安全協会又は、京都府警自動車運転免許試験場	手続きの期限は、特に定められません。更新が迫っている方は、更新手続き時に併せて行うことができます。	①運転免許証 ②住所の表示変更証明書 ③本籍も変更の場合は本籍の変更証明書	木津警察署内交通安全協会 電話:0774-72-0110 京都府警自動車運転免許試験場 電話:075-631-5181	
	普通自動車および小型二輪自動車(排気量251cc以上)の検査証	自動車、オートバイを持っている方 ・普通車、大型車等 ・小型二輪自動車	近畿運輸局京都運輸支局	できるだけ早く手続きをしてください。(但し、今回の検査時でも良い)	①自動車の検査証 ②住所の表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④手続きを委任される場合、所有者及び使用者の委任状 ⑤手数料、用紙代共に有料	近畿運輸局京都運輸支局 電話:050-5540-2061	
	二輪自動車の軽自動車(排気量126cc~250cc)の届出済証	オートバイ(軽二輪)を持っている方	近畿運輸局京都運輸支局	できるだけ早く手続きをしてください。	①軽自動車届出済証 ②住所の表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④手続きを委任される場合、所有者及び使用者の委任状 ⑤自動車損害賠償責任保険証明書 ⑥手数料は無料、用紙代は有料	近畿運輸局京都運輸支局 電話:050-5540-2061	
	軽自動車の検査証	軽自動車を持っている方 ・軽四輪 ・軽三輪	軽自動車検査協会京都事務所	できるだけ早く手続きをしてください。(但し、今回の検査時でも良い)	①軽自動車の検査証 ②住所の表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④手続きを委任される場合、所有者及び使用者の申請依頼書 ⑤手数料は無料、用紙代は有料	軽自動車検査協会京都事務所 電話:050-3816-1844	
法務局関係	不動産所有者の住所欄の変更	実施区域に住んでいる方で不動産を所有している方	所有する不動産を管轄する法務局木津川市内の不動産は、京都地方法務局木津出張所	変更期限はありません。売買、抵当権設定等の時に変更していただいても結構です。	①変更登記申請書 ②住所の表示変更証明書 ③印鑑	京都地方法務局木津出張所 電話:0774-72-0265	
	法人・組合等の代表者の住所欄の変更	会社・法人などの代表者	本店の所在地を管轄する法務局木津川市内に本店がある法人は、京都地方法務局法人登記部門	法定期間14日以内	①変更登記申請書 ②住所の表示変更証明書 ③実印	京都地方法務局法人登記部門 電話:075-231-0292	
	法人・組合等の本店・支店等の所在地の変更	会社・法人などの代表者	城山台に本店がある法人 京都地方法務局法人登記部門 城山台に支店がある法人 本店所在地を管轄する法務局と京都地方法務局法人登記部門	法定期間 本店14日以内 支店21日以内	①変更登記申請書 ②住所の表示変更証明書 ③実印	京都地方法務局法人登記部門 電話:075-231-0292	
年金事務所関係	国民年金及び厚生年金受給者	本人	京都南年金事務所	できるだけ早く手続きをしてください。	住所変更届 (届出書は年金事務所へ請求してください。)	京都南年金事務所 お客様相談室 電話:075-644-1165	
	社会保険・厚生年金加入事業所	事業主	京都南年金事務所		①法人謄本又は住所の表示変更証明書 ②社印又は届出印	京都南年金事務所 厚生年金適用調査課 電話:075-643-3542	
	厚生年金加入被保険者	本人(被保険者・加入者)	勤務先を経由して所管する年金事務所へ		年金手帳又は基礎年金番号通知書	京都南年金事務所 厚生年金適用調査課 電話:075-643-3542 国民年金課 電話:075-643-2547	
	国民年金第3号被保険者	本人(被保険者)	配偶者の勤務先を経由して所管する年金事務所・共済組合へ				
保健所関係	病院等医療施設関係の変更届	開設者	京都府山城南保健所	住所の表示変更後10日以内	①開設届出事項中一部変更届 ②印鑑(法人は登記印)	京都府山城南保健所(企画調整室) 電話:0774-72-4301	
	介護保険事業所の変更届	事業所開設者	京都府山城南保健所	住所の表示変更後10日以内	①変更届出書 ②運営規程	京都府山城南保健所(保健室) 電話:0774-72-0981	
	医療(治療)受給者証 [小児慢性特定疾病・特定医療費(指定難病)・肝炎]	申請者	京都府山城南保健所	できるだけ早く手続きをしてください。	①受給者証 ②印鑑 ③新しい住所がわかるもの(運転免許証など)	京都府山城南保健所(保健室) 電話:0774-72-0981	
その他	各種共済組合の年金受給者	本人	受給先の共済組合	できるだけ早く手続きをしてください。	住所変更届 (届出書は各共済組合に請求してください。)	各共済組合	
	各種共済組合加入者	本人(被保険者・加入者)	各共済組合		年金手帳又は基礎年金番号通知書		
	任意継続健康保険被保険者	本人(被保険者)	全国健康保険協会京都支部		住所変更届 (届出書は全国健康保険協会京都支部に請求してください。)	全国健康保険協会京都支部 電話:075-256-8631	
	各種預貯金、保険等	加入者	銀行、保険会社等		銀行、保険会社等へお問合わせください。	①住所の表示変更証明書 ②証書等 ③印鑑 など	
	その他の免許証、許可証、登録証、認可証等	免許証、許可証、登録証等をお持ちの方			交付を受けた窓口へお問合わせください。	①住所の表示変更証明書 ②印鑑 など	

お問合せ先

木津川市役所 建設部 都市計画課

住所: 京都府木津川市木津南垣外110番地9 TEL: 0774-75-1222(直通)